

ユニット型介護老人保健施設さなげ

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

<令和 7年 3月 1日 現在 >

1. 事業者の概要

- ・事業者の名称 医療法人 豊和会
- ・主たる事業所の所在地 愛知県豊田市広美町郷西80番地
- ・法人種別 医療法人
- ・代表者氏名 理事長 鈴木 克宏
- ・電話番号 (0565) 21-0331

2. ご利用施設

- ・施設の名称 ユニット型介護老人保健施設さなげ
- ・施設の所在地 愛知県豊田市浄水町原山1-54
- ・都道府県知事許可番号 2353080068
- ・施設長の氏名 島田 智明
- ・電話番号 (0565) 44-2400 (代)
- ・ファクシミリ番号 (0565) 44-2401

3. 施設の概要

ユニット型介護老人保健施設「さなげ」

敷地		9829.53m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	6227.04m ²

4. ご利用施設で実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
介護保健施設サービス	H 28. 5. 1	2353080068	37名
短期入所療養介護	H 28. 5. 1	2353080068	
介護予防短期入所療養介護	H 28. 5. 1	2353080068	
訪問リハビリテーション	R 6. 6. 1	2353080068	
介護予防訪問リハビリテーション	R 6. 6. 1	2353080068	

5. 運営理念 事業の目的と運営方針

○運営理念

- ・利用される方の立場に立った運営を行います。
- ・自発性を尊重し、自由で安全な活動を大切にします。
- ・自立を支援し、家庭復帰を目指した看護・介護・リハビリテーションを提供します。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、在宅での介護を支援します。

○事業の目的

医療法人豊和会が開設する介護老人保健施設が行う指定（介護予防）訪問リハビリテーションの事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

○運営の方針

指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要介護者の心身の機能の維持回復を図ります。また、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身の機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指します。そして、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし年末年始に関してはこの限りではない）
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで

7. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションにおける従業員の職種、員数及び職務内容

- ・ 管理者 1名（常勤兼務職員）
従業員 の 総括管理、指導を行い、訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画の作成等の業務に当たります。
- ・ 医師 1名以上
利用者 の 病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的対応と、リハビリテーション等を実施します。
- ・ リハビリテーション職員
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
医師の指示に基づくリハビリテーション計画書の立案・実施・評価、指導等を行います。

8. 職員の勤務体制

- ・ 基本業務体制
 - 早番 8：15～17：15
 - 日勤 8：45～17：45
 - 遅番 10：20～19：20

従業員の職種	勤務体制
施設長（医師）	9：00～17：00（常勤）で勤務 *外出時は携帯電話にて対応 介護老人保健施設と兼務
リハビリテーションスタッフ	日勤の時間帯で勤務 介護老人保健施設と兼務

9. サービスの概要

- ① 訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画の立案、実施
- ② 利用者又は家族に対し、計画書の説明及び交付
- ③ 利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーションの提供

10. 協力医療機関

- ・ 財団法人 豊田地域医療センター
豊田市西山町3丁目30番地1
- ・ 医療法人 豊寿会 斉藤病院
豊田市四郷町森前166-1
- ・ 医療法人 明心会 仁大病院
豊田市猿投町入道3番地5
- ・ 医療法人 豊和会 南豊田病院
豊田市広美町郷西80番地

11. 協力歯科医療機関

- ・ みずの歯科医院
豊田市東梅坪町1-55-1

12. 非常災害時の対策

・ 災害時の対応	別途定める「ユニット型介護老人保健施設さなげ 消防計画」にのっとり対応を行います。
・ 平常時の訓練	別途定める「ユニット型介護老人保健施設さなげ 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
・ 防災設備	スプリンクラー・避難階段・自動火災報知機・誘導灯・防火扉・シャッター 補助散水栓・非常通報装置・漏電火災報知機・非常用電源・自動通報装置 避難用シューター・消火器・防火水槽・非常放送設備

13. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

- ・ 気分がすぐれない場合は、早めにお知らせください。
- ・ 訪問時の駐車スペースの確保をお願いいたします。
- ・ 訪問リハビリテーション実施に必要な居宅の水道／ガス／電気／電話等の費用は、利用者負担となります。
- ・ 利用者及び利用者の関係者等の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、ご遠慮ください。
- ・ 利用者及び利用者の関係者等が、他利用者、当施設、従業員等に対し、迷惑行為（カスタマーハラスメントを含む）、背信行為又は反社会的行為を行った場合、契約が解除される場合があります。

14. 利用料

利用者およびその身元引受人は連帯して、当施設からサービスの提供を受けたときは、別紙ユニット型介護老人保健施設さなげ利用者負担説明書の記載に従い、利用料自己負担分を当施設に支払います。その場合、当施設は事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

15. 職員の研修

当施設は職員の質的向上を図るため、定期的に研修の機会を設け、業務体制の整備を行います。

16. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

17. 身体的拘束

利用者ご本人の命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合以外は、身体的拘束等を行いません。やむを得ず行う場合には、事前に利用者に対し、十分説明し、利用者ご本人に同意能力がある場合には、その同意を得た上で身体的拘束等を行います。以下にその手順を定めます。

- (1) 緊急やむを得ないという判断は、施設長を中心に複数で行う。(可能な限り早急に関係部署代表を招集し、カンファレンスを実施する。)
- (2) 利用者に対し、身体的拘束等の必要な理由、方法(場所・行為・部位・内容)、時間帯又は時間、見込まれる期間等について十分に説明し、利用者本人に同意能力がある場合、その同意を得る。身元引受人①についても、速やかに説明し、同意を得る。身元引受人①には、可能な限り事前に説明及び同意を得ることとするが、緊急やむを得ない場合、事後速やかに説明・同意を得る。
- (3) (2)の内容について、その様子、心身の状況、やむを得ない理由などを介護サービス提供に関する記録に記載する。
- (4) ケアの工夫に努めるとともに、(2)の内容について頻回(3カ月以内)に見直しの機会を設け、可能な限り速やかに身体的拘束等を解除するよう心がける。

18. 高齢者虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため、担当者を配置し虐待防止の為の対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行います。また、虐待防止のための指針を整備し、職員に対し虐待防止のための研修を定期的に開催します。なお、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。

19. 守秘義務及び個人情報の保護

当施設の職員はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族または身元引受人に関する個人情報に正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、そうした個人情報については利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、利用目的を定め、当法人の安全対策及び個人情報保護規程に従って運用します。また、個人情報を使用する場合は、必ずその利用者及び身元引受人の同意を得ます。

20. 要望及び苦情等の相談

当施設にはご利用者相談窓口(担当者:近藤直美、電話:0565-44-2400)を設けておりますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情等のご利用者相談窓口にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ロビーに備え付けられた「ご意見箱」をご利用の上、管理者に直接お申し出頂く事もできます。ご不明な点は、何でもお尋ねください。また、公的窓口へご相談いただくこともできます。

《対応している時間》平日・祝日 9時00分～17時00分

*定休日 土曜・日曜・年末年始 *緊急時の電話相談は24時間対応可

《公的相談窓口》 ・愛知県国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

・各市町村介護保険担当課窓口 電話

21. 第三者評価の実施状況

実施:なし ※介護サービス情報公表システムを利用し、サービス情報の公表を行っています。

22. 身分証の携行義務

常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

23. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

24. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

25. 事業所内のハラスメント対策

適切なサービスの提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を講じるものとします。

26. 緊急時の対応

医師の判断において利用者に受診が必要と認められる場合、協力医療機関または協力歯科医療機関等での診療を依頼することがあります。その際、身元引受人①（連絡が取れない場合は身元引受人②）の方に対し、連絡させていただきます。連絡がとれない場合は、事後の報告となることがありますのでご了承ください。

27. リスクマネジメントの強化

事故発生防止のための指針の整備を行い、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底します。事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的な実施や適切に実施するための担当者の設置を行います。

28. 衛生管理等

- (1) 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- (4) 定期的に事業所内の鼠族、昆虫の駆除を行います。

私は、本書面に基づいて、ユニット型介護老人保健施設さなげの職員（氏名）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

署名代行者 住 所

氏 名

身元引受人 ① 住 所

署名代行者と同じ

氏 名

身元引受人 ② 住 所

署名代行者と同じ

氏 名